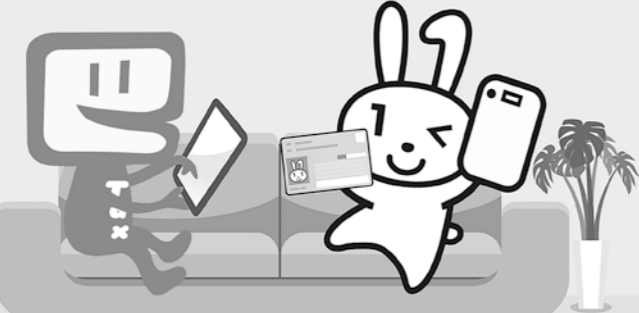


令和4年分 確定申告

スマホとマイナンバーカードでe-Tax!



申告納税	所得税および復興特別所得税・贈与税	消費税および地方消費税(個人事業者)
	令和5年3月15日(水)まで	令和5年3月31日(金)まで

AIチャットボットの『ふたば』にご相談ください。

ご確認ください。

確定申告 検索

税務職員 ふたば

※携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。

確定申告会場への入場には整理券が必要です。(申告書等の提出のみ場合は不要です)

LINEなら事前発行できます。

整理券は各会場でも当日配付します。

トラクターやフォークリフトなどのナンバー登録はお済みですか?



農耕作業用のトラクターやコンバイン、フォークリフトなどの小型特殊自動車には、軽自動車税が課税されます。公道走行の有無にかかわらず、賦課期日(4月1日)時点で所有していれば課税の対象となります。新しく取得または、現在お持ちの農耕作業用等の小型特殊自動車にナンバープレートが付いていないものがありましたら、速やかに税務課および各支所(出張所)で申請し、交付を受けてください。

申請に必要なもの

- 車名・型式・車台番号などが確認できる書類(販売証明書または廃車証明書・譲渡証明書等)
- すでに小型特殊自動車をお持ちの方で証明書等がない場合は、車名・型式・車台番号などがわかるものを持参してください。(車台番号を写した写真)

小型特殊自動車とは

- ☆農耕作業用の小型特殊自動車(税額:2,400円)
乗用装置を有し、最高速度が35km/h未満のもの。
(トラクター、刈取脱穀作業車(コンバイン)、薬剤散布車、田植機など)
- ☆その他の小型特殊自動車(税額:5,900円)
次の①～④の要件をすべて満たすもの
①車両の長さが4.7m以下 ②車両の幅が1.7m以下
③車両の高さが2.8m以下 ④最高速度が15km/h以下。
(フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラー、ロードローラー、アスファルトフィニッシャー、林内作業車、草刈作業車など)

確定申告会場への来場をお考えの方へ ~ご自宅からの申告のお願い~

【ご自宅からのe-Taxを利用した申告をお願いします】

確定申告会場は混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染症予防の観点からも、是非、**ご自宅等から申告できるe-Taxをご利用**ください。
⇒マイナンバーカードとカード読取対応のスマホがあれば、ご自宅等から容易に申告できます。

《来場される方へ》

【確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です】

令和4年分確定申告については、確定申告会場の混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要となります。
入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

【確定申告会場における感染防止対策について ~確定申告会場にお越しになる方へのお願い~】

☞ 入場時の検温の実施

確定申告会場への入場時に検温を実施します。
発熱等の症状のある方や、体調のすぐれない方は、入場をお断りします。

☞ マスクの着用をお願い

ご来場の際はマスクの着用をお願いします。マスクを着用されていない場合、入場をお断りすることがあります。

☞ 少人数での来場

会場には、申告される方おひとりでお越しください。
介助を要する等の理由で複数名によりお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。
※会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンなどの筆記用具や計算器具をご持参ください。



御坊税務署の確定申告会場について

- 御坊税務署内の確定申告会場の開設期間は、**令和5年2月16日(木)～3月15日(水)**です(閉庁日を除く。)
- 相談受付時間は、**9:00～16:00**までです(混雑状況により**早めに相談受付を終了する場合があります。**)

税理士による無料相談会場について

会場	日程	受付時間
御坊市役所 3階会議室(御坊市藪350)	2月3日(金)～7日(火)(土日除く)	9:30～11:30、13:00～15:00

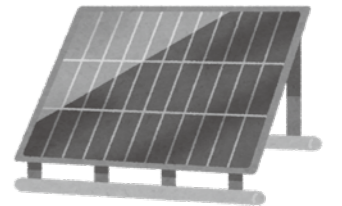
※当会場は、御坊市以外にお住まいの方につきましても、ご利用いただけます。

■お問合せ 御坊税務署 〒644-0002 御坊市藪430-3 [☎22-0695(代表)]

※上記代表番号にお掛けいただくと、自動音声によりご案内していますので、アナウンスに従い操作してください。
【御坊地区税務協議会(御坊税務署・紀中県税事務所・御坊市役所・日高郡内各町役場)・公益社団法人御坊納税協会】

太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の申告はお済みですか?

太陽光発電設備は、固定資産税(償却資産)の課税の対象となる場合があります。以下の表をご参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の申告が必要となりますので、まだ申告がお済みでない方は、至急税務課までご連絡ください。



設置者および発電規模別の課税区分

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人	家屋の屋根、空き地などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人(事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

※太陽光発電による電力を電力会社に売却している場合は、その収入について申告が必要な場合があります。

$$\text{【売電収入】} - \text{【必要経費】} = \text{【雑所得】}$$

■お問合せ 税務課 ☎22-8841